（勾引に関する準用規定・法第四百九十四条の十二等）

第二百九十四条の九　第七十一条から第七十四条第二項まで、第七十五条及び第七十六条の規定（これらの規定のうち勾引に関する部分に限る。）は、法第四百九十四条の十二第二項の規定による勾引について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［新設］

第七十一条	法第六十九条		法第四百九十四条の十二第三項において読み替えて準用する法第六十九条
第七十二条、第七十五条第二項及び第三項並びに第七十六条第三項	裁判所又は裁判官		法第四百九十四条の十二第一項の規定による決定をした裁判所
第七十三条	勾引状又は勾引状に代わるもの		勾引状
第七十四条第一項	被告人は		者は
	被告人への交付		交付
第七十四条第二項	次項各号に掲げるときを除き、被告人		その請求をした者
第七十六条第一項及び第三項	被告人		法第三百四十五条の二（法第四百四条（法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者
第七十六条第二項	被告人を	被告人が	その者が

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦